

「業務改善助成金」申請ドタバタ記

社会保険労務士事務所オフィスオメガ

特定社会保険労務士 安田武晴

2024年1月13日

助成金実務研究会

【業務改善助成金】

生産性向上のための設備投資、人材育成、教育訓練などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

私にとって、初の本格的な助成金申請

2023年8月31日 厚生労働省が業務改善助成金の「拡充」を発表。

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円に拡大
- ・事業場規模50人未満の事業者は、賃金引上げ後の申請（事後申請）も可能など



法人2社に情報提供。 9月末までに事業場内最低賃金を、10月1日スタートの新・地域別最低賃金に引き上げ、その後に申請書を提出（事後申請）すればよい。

▼神奈川県の障害者就労継続支援A型事業所（A社、従業員約20人）⇒交付決定

▼東京都の障害者就労継続支援B型事業所（B社、従業員約10人）⇒申請を断念

A社 交付決定までの道のり

- ・業務内容は、ハウスクリーニング。2023年5月創業。
- ・助成金対象の障害者15人全員が、最低賃金1,071円。基本給（時給）のみのシンプルな賃金体系 → 新最低賃金1,112円に（41円アップ）。
- ・生産性向上のために、2種類の外部研修受講 + 工具セット購入

9月29日 事業場内最低賃金を1,071円から1,112円に引き上げ。
→最低賃金の改定に合わせて業務改善助成金を申請する場合、9月末までに賃金アップが必要。2023年は9月30日が土曜日。土曜日が「所定休日」だと賃金が支払われないので、賃金アップが確認できない。

10月11日 神奈川労働局神奈川労働局雇用環境・均等部企画課へ事前相談。この時点で整えられる書類を一式持っていく。担当者から、「審査そのものではない」と念を押される。さらに、「申請が相次いでいるので、予算がなくなる可能性もある」と言われる。

10月25日 賃金引き上げ後、初の給与支給 ⇒ 午前8:30に神奈川労働局雇用環境・均等部へ行き、申請書類を提出。「政府が補正予算をつける方向なので、予算が足りなくなる心配はない」と言われ、拍子抜け。見積書の一部について、「購入する工具セットの内容が詳しくわかるよう、見積書を取り直してもらうかもしれない」と言わされたが、受理される。

<提出書類>

- ・所定の申請書（7枚。大量に記載するのは「事業実施計画」だけ）
- ・見積書のコピー（相見積もりが取れない分は「理由書」で対応）
- ・賃金規程
- ・助成金対象労働者の賃金台帳（直近4か月分）
- ・賃金台帳に関する補足説明資料2点

11月22日 担当者から、賃金台帳の内容について、簡単な確認の電話がある。

11月24日 担当者から「詳しい見積書を取り直してほしい」旨の電話がある。

12月4日 詳しい見積書をメールで労働局に送る

12月7日 交付決定の電話がある。

※2月28日までに、講習受講、工具購入。→ 事業実施報告書を提出 → 助成金受給

令和 5 年 10 月 25 日

神奈川 労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

(代理人の場合)

住 所 東京都杉並区荻窪5-30-12
グローリア荻窪710

事業場名 社会保険労務士事務オフィスオメガ

代理人氏名 事務代理者 安田武晴



令和 5 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、
下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 728,000 円

2 事業の目的及び内容 当社の最も低い賃金（時給）を1,071円から1,112円に引き上げることとし、令和5年9月29日から適用した。業務改善として、[REDACTED]研修と[REDACTED]研修の受講、及び、[REDACTED]道具の新規購入を行う。



3 申請コース (● ①30円コース ○ ②45円コース ○ ③60円コース
○ ④90円コース) ※いずれかに○をすること

4 生産性要件 (○ ①6%以上、 ○ ②1%以上6%未満、● ③該当なし)
※いずれかに○をすること

5 特例事業者 (○ ①賃金要件、 ○ ②生産量要件、 ○ ③物価高騰等要件、
● ④該当なし)

※いずれかに○をすること

(裏面に続く)

神奈川労働局 1207 第24号

令和5年12月7日

殿

神奈川労働局長



令和5年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定通知書

令和5年10月25日付け申請のあった令和5年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 第1項の規定により、
第3項の規定により、修正のうえ 下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

1 助成金の交付の対象となる経費は、平成23年4月1日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める経費（以下「助成対象経費」という。）であり、その内容は令和5年10月25日申請書記載のとおり
2及び3のとおり である。

2 助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、助成対象経費又は助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| ・事業に要する経費 | 金971,140円 |
| ・助成金の額 | 金728,000円 |

業務改善助成金 ハードル①

「生産性向上のための設備投資、人材育成、教育訓練など」に当てはまらない！

⇒明確に生産性や労働能率が向上する内容でないと、原則認められない。

B社では、この条件をクリアできずに、申請を断念。

【B社について、東京労働局から「助成対象になるのは難しい」とされた例】

- ・家庭用コピー機を、業務用コピー機に買い替えたい。
- ・社内会議で使うプロジェクターを、高機能の製品に買い替えたい。
- ・従業員が業務で使う自転車を、電動自転車に買い替えたい。
- ・業務用パソコンを、買い替えたい。

<東京労働局回答 要旨>

コピー機、社内会議用プロジェクターなど「汎用事務機器」は、特例措置の対象事業者（※）に該当する場合に、生産性向上に資する設備投資の「関連費用」としてなら認められ得る。

(※) コロナの影響で売上等が一定以上落ちた事業者

または、原材料費高騰の影響で利益率が一定以上落ちた事業者

【A社については、当初、電話で神奈川労働局の担当者に概要を話した段階で、好感触。申請書の「事業実施計画」を参照】

(2) 事業実施計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定期間	費用見込額
<ul style="list-style-type: none"> 当事業所では、障害者総合支援法に基づき、障害者の就労支援事業（就労継続支援A型事業）を、本年5月から行っている。 知的障害者と精神障害者を計16人雇用し、地域住民からの依頼に応じ、住宅のハウスクリーニング、建具・床等の修理（リペア）を行っている。 障害者に仕事を教える「就労支援員」を5人雇用している。 	令和6年1～2月	① [] 研修 540,000円 (税抜き) ② [] 研修 232,660円 (税抜き) ③ [] 道具の新規 購入 198,480円 (税抜き)
(1) 現状の作業方法の問題点、所要時間等		
<p>雇用している障害者、および就労支援員とともに、ハウスクリーニングやリペアの経験がなく、試行錯誤で業務を行っている。開業から間もないため。社内にハウスクリーニングやリペアのノウハウがほとんどない。従って、競合他社と比べ作業レベルが低く、顧客1件あたりに要する作業時間が平均約[]時間もかかり、障害者1人がこなせる顧客数が、1日平均[]件にとどまっている。このため、雇用している障害者の時給は、神奈川県の最低賃金と同額にとどまっている。</p>		
(2) 業務改善計画（研修、設備投資）の内容		
<p>①就労支援員1名に、[]のコースと[]のコース（計7日間、計49時間）を受講させる。汚れのメカニズム、洗剤の知識、道具の選び方、エアコン清浄技術、作業マナーなどを学ばせ、[]の資格を取得させる。</p> <p>②別の就労支援員1名に、[]の[]プラン（3日）、[]の[]プラン（2日間）、[]の[]プラン（1日）を受講させ、床や建具等の修理技術を学ぶ。</p> <p>③リペアに使用する本格的な道具がないため、[]から、木部補修道具セットと塗装道具セットを購入する。</p>		
<p>上記①②の研修で得たノウハウを、16人の障害者に社内研修やOJTで伝えることで、当社の業務レベル改善につなげる。また、上記③の設備投資により、床や建具等の本格的な修理を担える。さらに、上記①の「[]」の資格は、当事業所の作業レベルを保証するものであり、対外的な真如ウドのアップや集客向上に寄与する。</p>		
(3) 業務改善計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果		
<ul style="list-style-type: none"> ハウスクリーニング、リペアの技術向上により、顧客1件あたりに要する業務時間が平均約[]時間短縮され、障害者1人がこなせる顧客数が、1日平均[]件に増えると見込まれる。 その結果、売上が[]%向上し、雇用している障害者の時給を、毎年の最低賃金レベルから[]円程度アップさせることにつながる。 障害者の技能向上、待遇改善の結果、さらに当事業所で就労支援を受けたいという障害者が増え、利用者数を[]人程度まで増やせる。 		
生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の費用の合計（①）		971,140 円
生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の合計（②）		円
費用見込額合計（①+②）		971,140 円

(3) 事業完了予定期日※1

令和6年2月29日

4 賃上げ日から起算して3月前の日から申請日までの解雇等の状況※2（交付要綱第4条第5項第一号関係）

なし

業務改善助成金 ハードル②

事業所内最低賃金のチェックに手間がかかる！

- ・ A社の給与計算システムの設定が原因で、一部「最低賃金割れ」（1円未満の端数処理がうまくできていない事例）が発覚。9月22日頃。
→法令違反状態で申請はできないので、申請までに不足分の追加支給が必要。
- ・ 9月25日の給与で、創業以来4か月分の不足額を「調整手当」で支給することに。ところが、A社が、最低賃金割れしていない従業員も含め全員に一律「過去4か月分で30円」の調整手当を支給してしまった。
- ・ 労働局への事前相談で、担当者から「審査で疑問視されるかも。説明文をつけてほしい」という趣旨の指摘。
- ・ 慎重を期して、10月25日支給の給与で、払い過ぎた「調整手当」を回収。さらに、詳細な説明資料を作成し、労働局に添付資料として提出。
- ・ 実際の審査では、「調整手当の回収までは求めない」と言われる。（最低賃金はクリアされている。「過去4か月分で30円」の調整手当では、払い過ぎとしても、時給1,071円という金額には影響しない）
- ・ 賃金計算期間の途中での時給変更 → 説明資料を添付。



- ・ 元の事業場内最低賃金と、改善後の事業場内最低賃金の精査は、必須。
- ・ A社はたまたま、全員が基本給（時給1,071円）だけ、手当など一切なしというシンプルな賃金構造だったので、この程度の手間で済んだ。
- ・ 基本給のほかに各種手当がある、歩合給がある、など複雑な賃金体系の場合、事業場内最低賃金のチェックは、かなりの手間になりそう。

業務改善助成金 ハードル③

「相見積もり」が取りにくい！

- ・見積書を取るのはA社に任せたが、普段の業務で、いちいち相見積もりを取ることはないため、慣れていない。
- ・購入先の商品や研修と、ある程度「同レベル」の商品・研修を探すのが困難。特に、研修は、会社によって内容がばらばらで比較が難しい。
- ・見積書の書式、記載内容は各社で決まっている。こちらの都合の良いように書いてくれない。
- ・「購入しない方」に、いろいろ注文を付けるのは、気が引ける。
- ・労働局も、ある程度は柔軟に見てくれる。どうしても相見積もりが取れない場合は、「理由書」を提出すればOK。
- ・契約予定額10万円未満なら、相見積もりは不要。ただし、助成対象経費の「下限」が10万円なので、2種類以上の商品や研修を組み合わせる必要がある。
- ・工具セットの購入について、労働局から「セットの内容がわかるように、相見積もりの取り直してほしい」を依頼される。「取り直しが難しければ、各社のホームページ、カタログなどから、セット内容がわかる部分を印刷して提出してもよい」との指示。ただし、道具セット販売会社の担当者から「聴き取ってメモしたもの」はダメ。
→結局、購入予定の会社からは見積もりを取り直せたが、購入しない方の会社からは協力が得られず。
→労働局に相談したところ、「理由書」でOK、との返事。

2023年10月21日

御見積書

見積書No. 98506

御中

※御見積金

をより詳しくお頼い致します。

担当者

工事名

住所

見積有効期限: 2024年2月末まで

リース期間

※架設材等の損傷の場合は別途請求致します。※別途工事分は再度御見積致します

見積合計金額 ￥218,328 (消費税込み)

No	名称	数量	単位	単価	金額	備考
001	木部補修道具セット(工具箱は含みません)	1.00	式	122,880	122,880	
002	塗装セット	1.00	式	75,600	75,600	
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						
015						
016						
017						
018						
019						
020						
小計					198,480	
御値引					0	
差引合計					198,480	
消費税(10%)					19,848	
合計(消費税込み)					218,328	

摘要 * 基本的な木部の補修道具と木部塗装などで使う
コンプレッサー、スプレーガン等の塗装セットの
料金となります。

御見積書

見積書No. 99897

御中

※御見積金

きいますよう宜しくお願ひ致します。

担当者

工事名

住所

見積有効期限: 2024年2月末まで

リース期間

※架設材等の損傷の場合は別途請求致します。※別途工事分は再度御見積致します

見積合計金額 ￥218,328 (消費税込み)

No	名称	数量	単位	単価	金額	備考
001	木部補修道具セット(工具箱は含みません)	1.00	式	122,880	122,880	
002	ガスコテ、ハードワックス各種、筆各種	0.00				
003	レベル各種、コーボルト各種、彫刻刀	0.00				
004	カラーパレット、艶調整スプレー各種	0.00				
005	塗料ミニボトル各種、紙養生各種	0.00				
006	塗装セット	1.00	式	75,600	75,600	
007	コンプレッサー、スプレーガン、	0.00				
008	エアーホース、カプラー、レギュレーター	0.00				
009						
010						
011						
012						
013						
014						
015						
016						
017						
018						
019						
020						
小計					198,480	
御値引					0	
差引合計					198,480	
消費税(10%)					19,848	
合計(消費税込み)					218,328	

摘要 * 基本的な木部の補修道具と木部塗装などで使う
コンプレッサー、スプレーガン等の塗装セットの
料金となります。

神奈川労働局長様

理由書

設備購入に関する「[REDACTED]」の見積書について、「初期道具セット リペアシート施工」の詳細見積書が取得できませんでした。同社の商品は、あくまで「相見積もり」で、実際に購入する予定がないため、協力が得られませんでした。

ただ、「[REDACTED]」の「初期道具セット リペアシート施工」の道具の詳細は、改めて取得した「[REDACTED]」の道具セットと、ほぼ同じです。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年12月4日

代表取締役 [REDACTED]

神奈川労働局長 様

理由書

業務改善として受講予定の「[REDACTED]」資格取得講座は、「[REDACTED]
[REDACTED]」のほかに実施機関がないため、相見積もりが取れない状況です。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年10月25日

[REDACTED]
代表取締役 [REDACTED]

業務改善助成金 注意点

- ・労働局への事前相談で、「この設備投資が助成対象になるか？」と質問しても、審査そのものではないので、当然、明確な回答は返ってこない、ただ、ダメそうな場合は「難しいかもしませんね」「う～ん、どうかな～」といった反応あり（B社。東京労働局）。対象になりそうな場合には、「大丈夫だと思いますよ」という趣旨の回答をしてくれた（A社。神奈川労働局）。
- ・添付する賃金台帳は、助成対象者の分だけでOK。一方、労働者の名簿は、対象外の従業員も含め全員の分を書く。
- ・見積書の「有効期限」は、労働局が審査をする時点で有効期限が切れていないように、長めに書いてもらう必要がある。（申請書提出から実際の審査まで1か月～1か月半かかる）。見積書は「コピー」の提出でOK。
- ・設備納品や研修受講、費用支払いは、必ず交付決定後に。契約・発注は交付決定前でもOK。
- ・「引き上げ後の事業場内最低賃金額」に関する条文を、規就業規則か賃金規程に定める。この条文を定める時期は、事業場内最低賃金の引き上げ後になってもOK。
- ・「事後申請」の場合には、上記の条文が入った就業規則か賃金台帳を添付する。10人以上の事業所は、「労基署受領印」が必要。（「事前申請」の場合は、条文を申請書に書き写すだけで、添付は不要）

<私が犯したミス①>。

施行時期を「9月29日」とすべきところ、誤って「10月29日」として、労基署受領印をもらってしまった。神奈川労働局の事前相談で、担当者に指摘され、急いで労基署に電子申請で変更届を提出し、受領印をもらう。この場合でも、当然、意見書をつけるなど面倒。

<私が犯したミス②>

賃金規程の冒頭、「この賃金規程は、就業規則第26条の定めに基づき……」とあるが、実際には「第27条」だった。就業規則は労働局に提出しないで放置したが、指摘はなかった。元々の就業規則と賃金規程（A社が独自に作成）で、すでに齟齬があった。私は、助成金を獲得するためだけに賃金規程を変更したので、齟齬にまで目が届かなかった。

労働者職氏名等 別紙

	労働者職氏名	性別	障害者	生年月日	採用年月日	引上げ前の時間額	引上げ年月日	引上げ後の時間額	引上げ額
1	PC作業職員	女	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	PC作業職員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
	ハウスクリーニング・リペア作業員	男	○		2023/5/2	1,071	2023/9/29	1,112	41
対象外	PC作業職員	女	○		2023/5/2	1,250	-	1,250	0
	就労支援員	男			2023/5/1	1,500	-	1,500	0
対象外	就労支援員	男			2023/5/1	1,500	-	1,500	0
	就労支援員	男			2023/6/1	1,500	-	1,500	0
対象外	就労支援員	男			2023/9/16	1,500	-	1,500	0
	就労支援員	女			2023/10/1	1,500	-	1,500	0

業務改善助成金 全体的な印象

- ・最低賃金引き上げは政府の大方針。それを後押しするのが「業務改善助成金」であり、2023年度補正予算でも予算が追加された。労働局の対応も比較的穏健？
- ・申請書類、添付書類も少ない。厚労省HPに、申請書の「簡単作成ツール」がある。
- ・出勤簿（タイムカード）、労働条件通知書などは添付を求められない。
→出勤簿（タイムカード）を求められていたら、疑義が生じた可能性あり。出勤簿と賃金台帳で、勤務時間数が微妙に異なるケースが一部あり。（おそらく、給与システムの設定の問題で、労働時間の四捨五入が生じた）。
- ・申請から入金まで早い（半年程度）
- ・障害者就労継続支援A型の事業所は、狙い目かも。
→賃金体系がシンプル。障害者の賃金は一般的に最賃ギリギリ。生産性向上につながる設備投資や研修が、比較的明確。障害者総合支援法に基づく事業所なので、労働局も多少配慮してくれる？？